平成２１年（フ）第４１号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1520番地の１
債務者　跡田　東吉
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第１０３４号
東京都三鷹市上連雀９丁目19番20号山口アパート２Ｆ８
債務者　長野　敬太
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０４０号
東京都世田谷区池尻２丁目35番９―701号
債務者　砂坂千恵子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０４６号
東京都東大和市奈良橋５丁目524番地の３エテルノ102
債務者　鈴木　美香（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０６５号
東京都昭島市宮沢町２丁目１番37号第２小町コーポ102号
債務者　河野アナスタシャーこと　ＫＯＮＯ　ＡＮＡＳＴＡＣＩＡ　ＪＵＢＡＨＩＢ
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１４３号
東京都武蔵村山市岸３丁目２番地の４センタービレッジ202号
債務者　榊枝百合子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７５号
山口県周南市梅園町１丁目39番地の２　カーサミラヴェルＣ202号
債務者　鈴木　秀樹
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１０７４号
東京都八王子市明神町１丁目12番８号ハイツ・ロアール103号
債務者　糸谷　信子（旧姓午腸）
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２４５７号
神奈川県大和市下鶴間2955番地３　コーポはる102、住民票上の住所神奈川県大和市下鶴間708番地６　グリーンハイムつきみ野105号
債務者　中村　絵理
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５６５号
横浜市鶴見区元宮１丁目９番18号　元宮マンション２Ｂ
債務者　辻川　和久
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８４８号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目29番17―204号
債務者　大野　　智
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９８３号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目７番19号
債務者　井原　豊治
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４６４号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目１番地の３　サン80湘南台503号
債務者　岸本　邦子
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２２号
栃木県大田原市薄葉1409番地、前住所横浜市金沢区大道１丁目10番１号　三平アパート
債務者　鈴木　一夫
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月11日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第２５５６号
横浜市栄区長沼町846番地の３
債務者　中村　孝司
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部